

**平成29年度飛騨地域移住・定住促進連携事業業務委託
プロポーザル実施要領**

飛騨地域への移住・定住を考える首都圏等在住者を対象に、広域的な取り組みによる移住・定住促進事業を効果的に展開することにより、飛騨地域への移住・定住者の増加を図るとともに地域の活性化に繋げるため、公募型プロポーザルにより委託業者の選定を行う。

本プロポーザルの実施にあたり、事業者の選定手続等必要な事項をこの実施要領で定める。

1. 業務概要

(1) 業務名

平成29年度飛騨地域移住・定住促進連携事業業務委託

(2) 業務内容

別紙「平成29年度飛騨地域移住・定住促進連携事業業務委託仕様書」のとおり

(3) 業務期間

契約締結日から平成30年3月27日（火）まで

(4) 契約限度額

8,300,000円（消費税及び地方消費税を含む）

2. プロポーザル参加資格

プロポーザルに参加するための必要な資格及び要件は、次のとおりとする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）をした者にあつては、同法第199条第1項若しくは第2項又は第200条第1項の規定による更生計画認可の決定（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）を受けていること。

(3) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをした者にあつては、同法第174条第1項の規定による再生計画認可の決定を受けていること。

(4) 高山市が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱（平成23年4月1日決裁）、飛騨市が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱（平成22年告示第168号）、下呂市が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱（平成23年告示第48号）、白川村が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱（平成23年要綱第3号）に規定する排除措置対象個人又は法人等に該当しないこと。

なお、別添「暴力団排除に関する誓約事項」を確認し、参加資格審査申請書の提出をもって誓約・同意したものとする。

3. 審査方法（選定手順）

プロポーザル参加資格を審査の上、提出された企画提案書の内容について、飛騨地域創生連携協議会（以下「協議会」という。）が別に定める「平成29年度飛騨地域移住・定住促進連携事

業業務委託プロポーザル審査要領」に基づく審査（書類審査）を行い、契約候補者として選定する。

4. 企画提案について

企画提案者は、次の（１）ア～カに掲げる書類を作成し、期日までに指定の場所に提出するものとする。

（１）企画提案書等の作成

ア 企画提案書等提出書（様式第１号）

イ 企画提案書（任意様式）、業務工程表（任意様式）

・企画提案書は、次の（２）に基づいて作成する。

・様式は任意とするが、日本工業規格A4判縦型に横書き（長辺綴じ）、文字サイズは11ポイントを基本とし、表紙・目次を含めて20ページ以内とする。

・表紙には「平成29年度飛騨地域移住・定住促進連携事業業務委託 企画提案書」及び企画提案者の名称を表示し、各ページに番号を付す。

ウ 法人（団体）概要書（様式第２号）

エ 業務実施体制及び業務担当予定者調書（任意様式）

・業務実施体制及び業務担当予定者調書は、次の（３）に基づいて作成する。

・様式は任意とするが、日本工業規格A4判縦型に横書き（長辺綴じ）、文字サイズは11ポイントを基本とする。

・1ページ目に標題「業務実施体制及び業務担当予定者調書」を表示し、各ページに番号を付す。

オ 業務実績書（様式第３号）

カ 業務見積書（様式第４号）

・本実施要領及び別紙仕様書に定める業務について、協議会の人件費、旅費を除くすべての経費を業務内容ごとに積算して見積金額を記載する。

（２）企画提案書に記載する事項

別紙「平成29年度飛騨地域移住・定住促進連携事業業務委託仕様書」に掲げる業務を遂行するための効果的かつ具体的な実施手法を次の項目ごとに記載すること。

① 飛騨地域の民間事業者課題解決セミナー等の開催について

② 飛騨「未来の地域編集部」の運営、地元ライターによる飛騨地域の情報発信について

③ 官民協働による移住戦略組織の構築、移住コーディネーターの育成について

④ 首都圏での移住促進イベントの開催について

⑤ 飛騨地域総合移住ホームページ「グッとくる飛騨」の運用保守について

⑥ 会議運営支援について

⑦ ①から⑥以外の項目で業務全般に関し、有益で実現可能な提案について

（３）業務実施体制及び業務担当予定者調書に記載する事項

次の項目について、正確かつ具体的に「業務実施体制及び業務担当予定者調書」として記載すること。

① 業務総括責任者及び業務担当予定者の、分担業務、役職、氏名、経歴、現部門での従事期間及び主な業務実績。

② 業務担当予定者の平成29年6月1日現在の手持ち（庶務的業務を除く。）全て。

- ③ 業務の執行体制を図示するとともに、編成の考え方や特色。
- (4) 企画提案書等の提出期限
 - ① 提出期限：平成29年6月23日（金）まで
 - ② 提出場所：〒506-8555 岐阜県高山市花岡町2丁目18番地
飛騨地域創生連携協議会 移住・定住事業 事務局
(高山市役所4階 企画部ブランド戦略課内)
TEL：0577-35-3001（直通）
 - ③ 提出部数：10部（正本1部、副本9部）
 - ④ 提出方法：持参または郵送による提出
※受付は、休日を除く日の午前8時30分から正午まで、午後1時から午後5時15分までの間とする。
※郵送の場合は、平成29年6月23日（金）必着とし、協議会に届いているかを電話にて確認すること。

5. 企画提案に関する質問及び回答

- (1) 質問書の提出
企画提案に関する質問は、質問書（様式第5号）により電子メールで行う。なお、必ず着信を電話にて確認すること。
 - ① 提出先電子メールアドレス：brand@city.takayama.lg.jp
 - ② 提出期限：平成29年6月16日（金）正午まで
- (2) 質問に対する回答
提出された質問に対する回答は、提出期日から起算して3日以内（土、日、祝日を除く）に、質問者に対して電子メールで行うほか、高山市、飛騨市、下呂市及び白川村のホームページにおいて公表する。

6. 企画提案に対する審査（書類審査）

- (1) 審査（書類審査）の実施
審査（書類審査）は、平成29年7月3日（月）までに実施する。なお、審査過程は非公開とする。
- (2) 審査（書類審査）の方法
審査（書類審査）は、「平成29年度飛騨地域移住・定住促進連携事業業務委託プロポーザル審査要領」に基づき実施する。
- (3) その他
提出された企画提案書等について不明な点等がある場合は、企画提案者へ質問することがある。

7. 契約候補者の選定

- (1) 契約候補者の選定方法
審査員による審査（書類審査）結果に基づき、契約候補者を選定する。
「平成29年度飛騨地域移住・定住促進連携事業業務委託プロポーザル審査要領」に基づき、企画提案書等を評価、採点し、その結果の最も点数が高い者から順に1位とし、以下、順位をつける。なお、契約候補者に同得点が生じた場合は、それらの者のみを対象と

して再審査を行い、順位を決定する。

(2) 契約候補者の選定及び結果の通知及び公表

- ① 審査結果は、各提案者に書面により通知する。
- ② 全提案者の審査結果の評価点数を高山市、飛騨市、下呂市及び白川村のホームページで公表する。ただし、選定されなかった者の会社名については公表しない。
- ③ 審査結果に対する異議申し立ては、一切認めない。

8. 契約の締結

契約候補者として選定した者と協議会が協議し、業務委託に係る仕様を確定させた上で契約を締結する。この場合において、協議が不調の場合は、評価により順位付けられた上位の者から順に、契約締結の交渉を行う。

9. 企画提案書等の無効

次のいずれかに該当する場合は、提出された企画提案書等を無効とする。この場合において、「7」により選定した者の企画提案書等が無効となった場合は、評価により順位付けられた順位を繰り上げる。

- (1) 提出期日を過ぎて企画提案書が提出された場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (4) 審査員または関係者に本企画に対する助言を求めた場合
- (5) 「1 (4)」の契約限度額を超えた場合

10. その他

- (1) 企画提案書等の作成、応募等に要する費用については、全て企画提案者の負担とする。
- (2) 提出された書類等は、返却しない。
- (3) 提出された書類等は、提出者に無断で本プロポーザル以外には使用しない。
- (4) 提出された書類等は、審査及び説明のために、その写しを作成し、使用することができる。
- (5) 提出された書類等は、高山市情報公開条例（平成11年高山市条例第24号）、飛騨市情報公開条例（平成16年飛騨市条例第14号）、下呂市情報公開条例（平成16年下呂市条例第20号）、白川村情報公開条例（平成14年白川村条例第8号）に基づく情報公開の対象となる。
- (6) 本企画提案に係る提出書類については、当該書類の受理後においては、差し替え、追加、削除等は一切認めない。
- (7) 提出した業務担当予定者を変更する場合は、本協議会へ協議すること。なお、変更する場合は同等以上の者であると本協議会が認めたものとする。
- (8) 企画提案者は、企画提案書の提出をもって、本実施要領の記載内容に同意したものとする。

11. 本企画提案のスケジュール（予定）

- | | |
|--------------|---------------|
| ○参加申請書類の交付開始 | 平成29年6月 5日（月） |
| ○質疑締め切り | 平成29年6月16日（金） |

○質疑回答	平成29年6月20日（火）までに随時実施
○企画提案書等の提出締め切り	平成29年6月23日（金）
○提案書等審査	平成29年7月 3日（月）までに実施
○審査結果通知	平成29年7月上旬
○契約締結	平成29年7月中旬

暴力団排除に関する誓約事項

私は、高山市暴力団排除条例及び高山市が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱、飛騨市暴力団排除条例及び飛騨市が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱、下呂市暴力団排除条例及び下呂市が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱及び白川村暴力団排除条例及び白川村が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱に基づき、下記事項について誓約いたします。なお、誓約事項に虚偽の内容があった場合等は、当該要綱及び関係法令等の処置に従います。

また、飛騨地域創生連携協議会の求めに応じ、当方の役員名簿等（有価証券報告書又は登記簿謄本の写し等）の書類を提出すること並びにこれらの提出書類から確認できる範囲での個人情報、管轄する警察署に提供することについて同意します。

記

1 次のいずれにも該当しません。

- (1) 暴力団
- (2) 役員等が暴力団員であるなど、暴力団がその経営若しくは運営に実質的に関与している個人又は法人等
- (3) 役員等が、暴力団員であることを知りながらこれを使用し、若しくは雇用している個人又は法人等
- (4) 役員等がその属する法人等若しくは第三者の不正な利益を図る目的若しくは第三者に損害を加える目的をもって、暴力団若しくは暴力団員等を利用している個人又は法人等
- (5) 役員等が暴力団若しくは暴力団員等に対して資金等を提供し、若しくは便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与している個人又は法人等
- (6) 役員等が、その理由を問わず、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している個人又は法人等
- (7) 役員等が、暴力団若しくは暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している業者であることを知りながら、下請契約、業務の再委託契約、資材等の購入契約等を締結し、これを利用している個人又は法人等

上記事項について、企画提案書等提出書の提出をもって誓約いたします。